

住宅政策審議会の運営上の申合せ（案）

1. 会議に出席できない場合の代理出席について

団体等から推薦された委員がやむを得ず会議を欠席する場合、会長はその委員に代わって当該団体等に所属する者が出席することを認めることができることとします。この場合、代理出席者は、意見を述べることはできますが、採決に加わることはできません。

2. 会議の公開及び傍聴時のルールについて

- (1) 会議は原則公開とします。
- (2) 傍聴人による写真・動画の撮影及び録音は原則できません。ただし、審議会の議決により許可した場合はこの限りではありません。
- (3) 傍聴人が議場の秩序を乱すなど議事を妨害し、又は妨害する恐れがあると認められる場合、会長は当該傍聴人の退場を命じることができることとします。

3. 議事録について

- (1) 事務局は議事録をまとめるため、レコーダーで録音します。
- (2) 各委員に議事録案を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。
- (3) 発言者の氏名は、原則として議事録に記載します。
- (4) 議事録は区ホームページで公開します。